

【資料配布のみ】

# 児童虐待防止対策における 福祉事務所の役割について

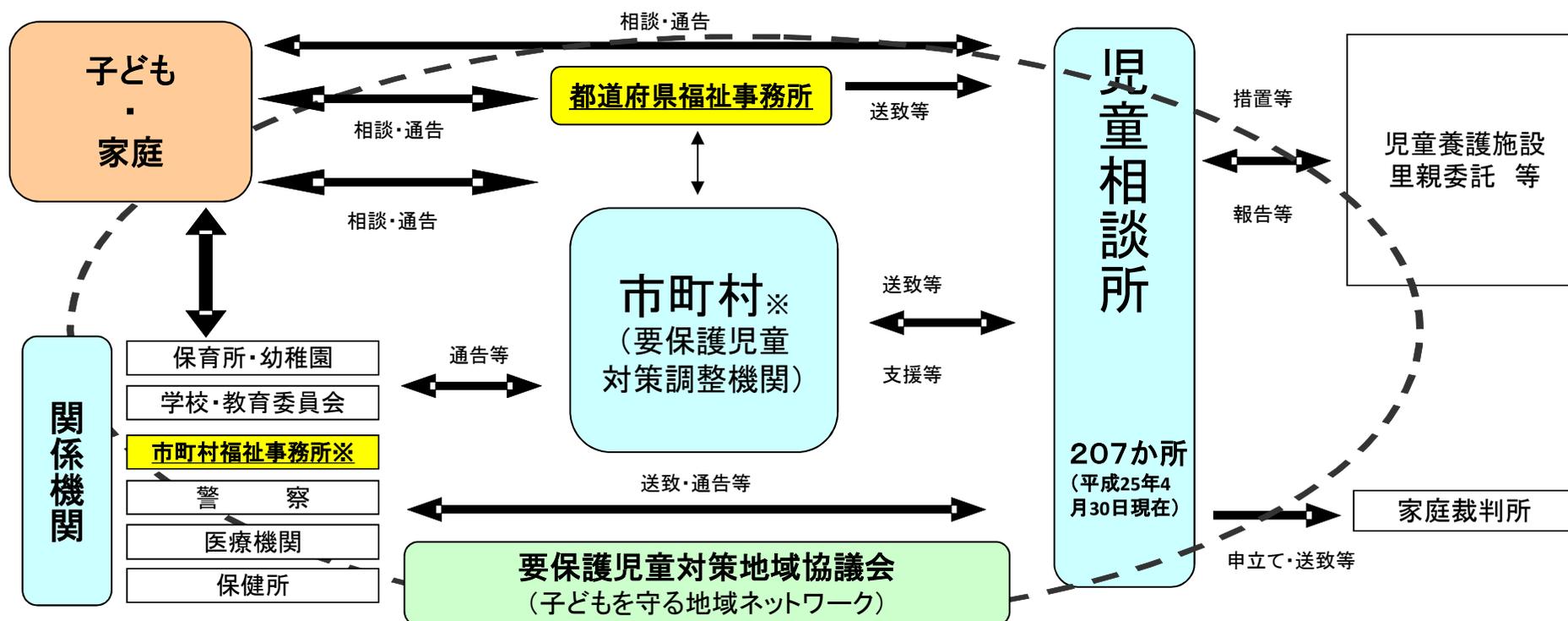
雇用均等・児童家庭局総務課  
虐待防止対策室



# 児童虐待防止対策における福祉事務所の役割について

- 都道府県の設置する福祉事務所は要保護児童を発見した場合の通告先の一つとされている(児童福祉法第25条)。
- 児童虐待防止対策は、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待の通告先となったところであり、市町村福祉事務所に設置されている家庭児童相談室が、児童虐待相談の対応を行っている市町村もある。  
市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成24年度 73,200件
- 各市町村単位で、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進んでおり(平成24年4月1日現在、98.4%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%))、関係機関として福祉事務所が参加している市町村もある。  
(平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。)

⇒引き続き、要保護児童対策地域協議会への積極的な参加等、児童虐待防止対策の取組をお願いしたい。



※福祉事務所に設置される家庭児童相談室が、児童虐待相談対応や要保護児童対策地域協議会調整機関の役割等を担っている自治体もある。

# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)について

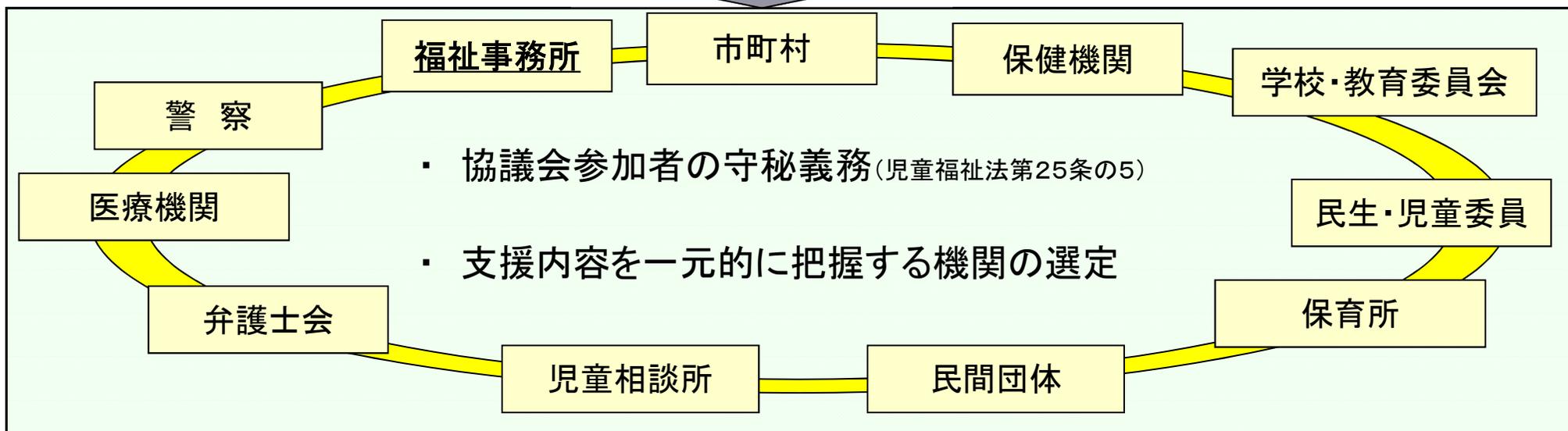
## 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の構成機関

	都道府県					指定都 市・児 童相 談所 設置 市	合計			
	市・区 (30万以 上)	市・区 (10万～ 30万未 満)	市・区 (10万未 満)	町	村		数	%		
地域協議会設置数(平成24年4月1日)	63	205	519	726	179	22	1,714	100.0%		
行政機 関	市区町村の児童福祉主管課	56	194	435	416	61	1,180	68.8%		
	市区町村の母子保健主管課	52	176	418	354	56	1,073	62.6%		
	市区町村の児童福祉・母子保健統合主管課	13	19	72	354	138	7	603	35.2%	
	福祉事務所(家庭児童相談室)※都道府県設置も含む	31	126	363	237	63	19	839	48.9%	
	福祉事務所(家庭児童相談室を除く)※都道府県設置も含む	53	133	215	198	48	17	664	38.7%	
	保健センター	40	128	256	294	45	16	779	45.4%	
	市区町村の教育委員会	63	203	513	702	173	22	1,676	97.8%	
	保健所※都道府県設置も含む	54	186	439	457	98	13	1,247	72.8%	
	児童相談所※都道府県設置も含む	62	204	508	655	158	22	1,609	93.9%	
	市区町村の障害福祉主管課	40	149	268	387	97	11	952	55.5%	
	警察署	62	200	509	681	150	21	1,623	94.7%	
	法務局	48	133	291	215	27	19	733	42.8%	
	家庭裁判所	6	22	19	10	1	11	69	4.0%	
その他	47	119	241	249	51	19	726	42.4%		
医療機 関・教 育機 関・福 祉設 施等	病院・診療所	29	100	227	350	110	15	831	48.5%	
	診療科 (内数)	小児科	28	80	175	169	25	15	492	28.7%
		産科	18	48	66	32	2	8	174	10.2%
		精神科	17	46	68	35	5	7	178	10.4%
		歯科	17	56	69	91	24	5	262	15.3%
		その他診療科	17	45	107	248	102	4	523	30.5%
	保育所(地域子育て支援センターを含む)	55	187	476	665	153	21	1,557	90.8%	
	幼稚園	57	186	434	439	53	21	1,190	69.4%	
	小学校	54	182	460	662	166	21	1,545	90.1%	
	中学校	54	178	449	646	163	18	1,508	88.0%	
	特別支援学校	19	60	129	92	12	8	320	18.7%	
	児童館	24	58	113	126	22	12	355	20.7%	
	乳児院	14	20	27	12	2	14	89	5.2%	
児童養護施設	36	80	113	62	3	19	313	18.3%		
情緒障害児短期治療施設	3	2	12	6	1	2	26	1.5%		
児童自立支援施設	1	7	8	8	3	2	29	1.7%		
児童家庭支援センター	11	35	65	46	9	7	173	10.1%		
障害児施設	7	20	41	34	3	6	111	6.5%		
配偶者暴力相談支援センター	18	31	59	17	3	6	134	7.8%		
その他	19	37	88	102	16	13	275	16.0%		
関係 団体 等	医師会(産科医会・小児科医会以外)	61	192	439	301	27	21	1,041	60.7%	
	産科医会	12	16	17	4	-	1	50	2.9%	
	小児科医会	8	18	25	14	1	5	71	4.1%	
	歯科医師会	38	113	150	75	4	17	397	23.2%	
	看護協会	4	3	6	-	1	2	16	0.9%	
	弁護士会	22	35	30	7	2	18	114	6.7%	
	社会福祉協議会	38	127	281	399	93	10	948	55.3%	
	民生児童委員協議会	62	200	500	649	154	22	1,587	92.6%	
	NPO団体	20	41	68	48	9	15	201	11.7%	
	里親会	6	8	18	12	-	8	52	3.0%	
	その他	40	111	235	229	34	17	666	38.9%	

参考 (平成23年4月) ※被災3県除く	
数	%
1,587	100.0%
1,122	70.7%
1,010	63.6%
523	33.0%
621	39.1%
472	29.7%
757	47.7%
1,550	97.7%
-	-
-	-
805	50.7%
1,528	96.3%
720	45.4%
51	3.2%
-	-
757	47.7%
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
1,430	90.1%
1,104	69.6%
1,424	89.7%
1,413	89.0%
266	16.8%
279	17.6%
75	4.7%
296	18.7%
24	1.5%
27	1.7%
149	9.4%
123	7.8%
111	7.0%
241	15.2%
998	62.9%
-	-
-	-
379	23.9%
18	1.1%
130	8.2%
897	56.5%
1,412	89.0%
181	11.4%
41	2.6%
541	34.1%

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)への参加割合をみると、

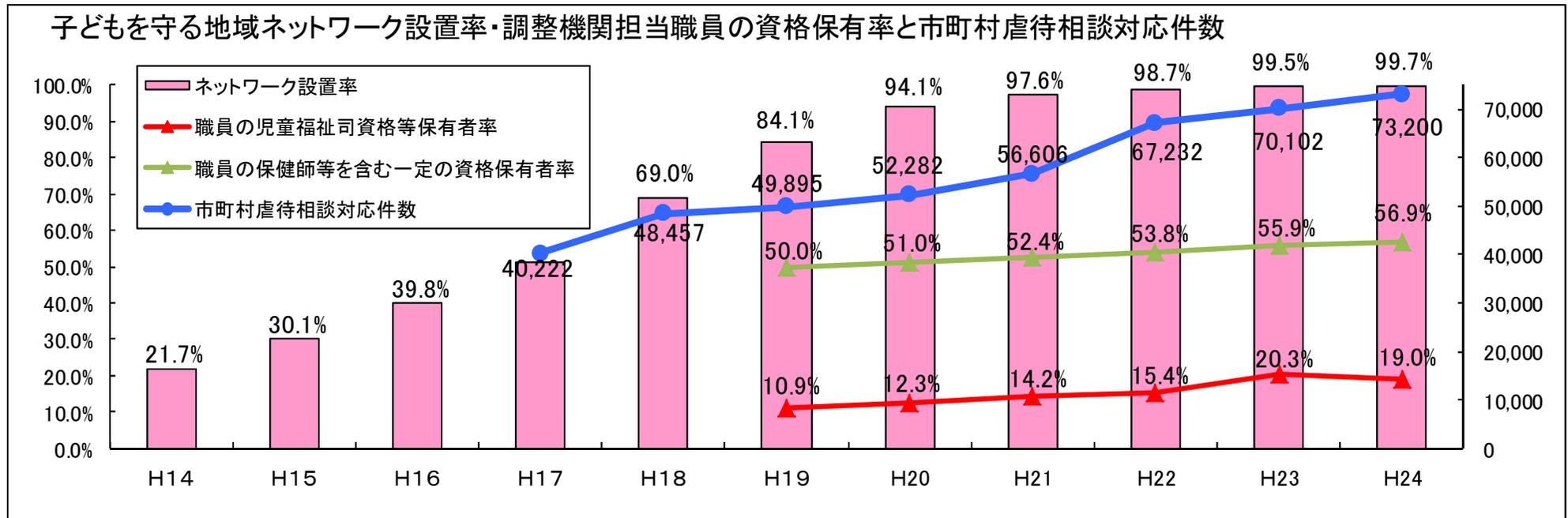
- 行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、保健所の参加率が高い
- 関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が高い
- 関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高い

結果となっている。

※雇用均等・児童家庭局総務課調べ  
(平成24年4月1日現在)

## (参考)市町村相談体制の現状

- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)は、平成16年の児童福祉法改正により法定化、平成19年の児童福祉法改正により設置の努力義務化。平成24年4月1日現在、全市町村の98.4%が設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと99.7%)。
- 全国の調整機関の職員6,077人のうち、児童福祉司と同様の専門職の割合は、平成24年4月1日現在1,156人(19.0%)であり、配置の促進が課題(これに、保健師・助産師・看護師等の一定の専門資格を有する者を含めると3,460人(56.9%)。



※1 ネットワーク設置率・資格保有者率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

※2 平成22年度の虐待相談対応件数は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県(仙台市を除く)の一部及び福島県を除いて集計した数値



